

## 一般廃棄物収集運搬業許可(更新)証

住所 犬上郡豊郷町大字八町1602番地

氏名 有限会社ヤマダ油脂  
代表取締役 山田 博次

令和3年6月1日に申請のあった一般廃棄物収集運搬業の許可の更新申請については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第2項の規定により、次の条件を付して、更新を許可します。

令和3年7月4日

湖北広域行政事務センター  
管理者 若林 正道

複製禁止

許可の期間	令和3年7月4日から令和5年7月3日まで	
取り扱う一般廃棄物の種類	事業系可燃ごみ	
営業の区域	長浜市	
事業所 (本社)	所在地	犬上郡豊郷町大字八町1602番地
	名称	有限会社ヤマダ油脂 TEL 0749-35-3527 FAX 0749-35-3547
湖北広域行政事務 センター管内 事業所 営業所	所在地	長浜市木之本町廣瀬347の3
	名称	有限会社ヤマダ油脂 木之本営業所 TEL 0749-35-3527 FAX 0749-35-3547
許可の条件	裏面指示書の各条項を遵守すること。	

## 1. 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、湖北広域行政事務センター管理者に対して審査請求することができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日(1)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

## 2. 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、湖北広域行政事務センターを被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において湖北広域行政事務センターを代表する者は、管理者です。

ただし、この処分があったことを知った日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。